令和５年６月15日発行第558号　毎月１回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

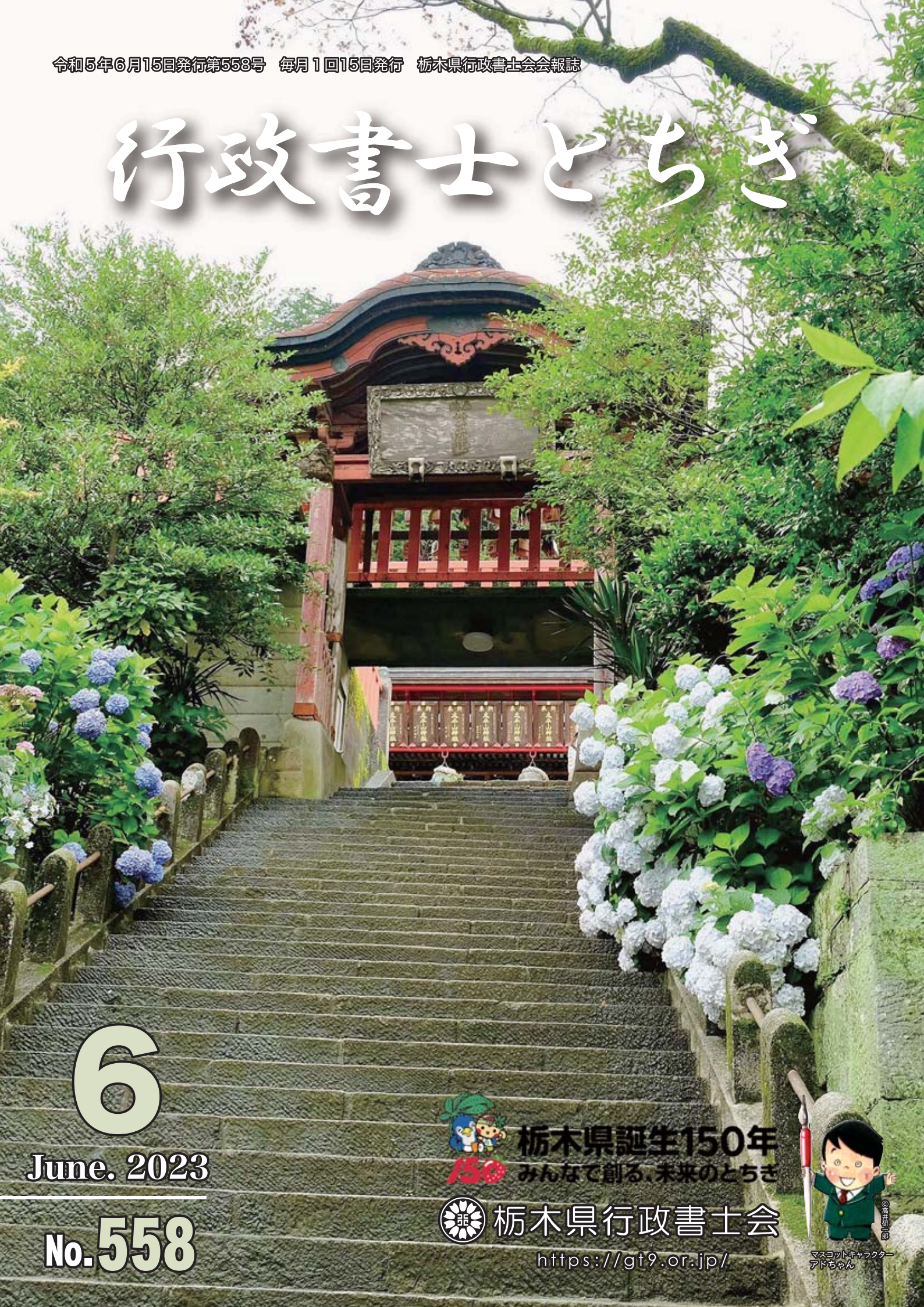

6

June. 2023

No.558

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会

https://gt9.or.jp/

©高井研一郎
マスコットキャラクター
アドちゃん

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2023年
6月号

CONTENTS

1 目次
2 ご挨拶
3 日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ
5 栃木県行政書士会の動き
5 ○令和５年度栃木県行政書士会定期総会開催
6 関比佐江会員　黄綬褒章受章
6 支部だより
１１ 高齢者等生活サポート項目集
１５ デジタルシフト入門
１６ 栃木県行政書士会カレンダー（７月）
１７ 日行連だより
１７ 申請取次行政書士の動向
１８ 業務情報
２１ おじゃましま～す！
２２ 支局かわら版（足利）
２３ 研修会のお知らせ
２４ 会員の動き

No. 558

今月の表紙

大平山神社（栃木市）

ご挨拶

栃木県行政書士会

会長　安野　光宣

令和５年５月に開催されました定期総会におきまして、会長に選任されました。引き続き栃木県行政書士会の会長という重責を担わせていただくこととなりました。同じく改選により選任されました役員とともに、行政書士会の事業を行って参ります。

近年大きな変革の動きが出てきております。それは国のデジタル化への推進です。行政書士が多く申請代理する書類につきましても電子申請が増えてきておりますので、今後大きな影響があると考えます。当会では、研修会等の開催により会員には知識習得する場を提供したいと考えております。国や県の対応を注視し随時対応をしていきたいと考えております。

会務につきましてもデジタル化を検討する時期に来ていますが、デジタル化には良い面もあれば悪い面もあると思いますので、内容や目的に応じて検討を重ねる必要があると考えております。デジタル化にはシステム障害や情報流失の問題もあり、またシステムの改修やセキュリティ対策などを考えると費用削減につながらないケースが多いようですから、何でもデジタル化を進めれば良いとは限らないのが現状です。特に我々のような職業倫理を求められる団体では、人と人の関わり合いなど重視すべき部分もあると思います。

行政書士会は行政書士法に定められた団体であり、行政書士として開業する場合は全員が所属しなければなりません。そのため、一般の多くの団体とは性格や設立の目的が大きく異なります。行政書士法では行政書士会は会員の品位保持、業務の改善進歩、会員の指導及び連絡を目的としておりますので、会として何をすべきか、何をすべきでないのか、何が出来るのか、出来ないのか、会員の皆様のご意見も伺いながら役員で話し合い、慎重に進めていく必要があります。そして進めていくためには会員の皆様のご協力が必要になりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

結びに、会員の皆様にはますますのご活躍を期待しております。

日行連の一般倫理研修の義務化に関するお知らせ 総務部

令和５年８月３１日に日行連「倫理研修規則」が施行となり、全国の行政書士は、約３時間の一般倫理研修を５年に１回受講し、修了することが義務となります。

研修会の受講方法

現在会員である皆さんは、今年度のうち（令和６年３月３１日まで）に修了する必要がありますので、①、②のいずれかの方法で受講されますようお願いいたします。

①各自、日行連中央研修所の研修サイトからビデオ・オン・デマンド（Ｖ・Ｏ・Ｄ）方式で視聴をする。（インターネットによる視聴）

《注》サーバーの負荷を軽減させるため、分散受講期間が設けられています。
栃木会会員がＶ・Ｏ・Ｄで受講できるのは、

令和５年７月１９日（水）～７月２５日（火）または

分散受講期間終了後（**令和５年８月１６日（水）以降**）です。

②Ｖ・Ｏ・Ｄ方式で視聴できない方は、栃木会が開催する集合形式での日行連一般倫理研修会を受講する。

栃木会では、Ｖ・Ｏ・Ｄと同じ内容の集合形式の研修会を令和５年度に複数回開催します。

最初の研修会は７月２７日（木）に開催します。

詳しくは、２３ページに掲載してありますので、ご確認のうえ、お申込みください。

気を付けて！

日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条の改正規定により、令和５年８月３１日以降に職務上請求書の購入申込みをする際、この一般倫理研修の修了証が必要になります。

職務上請求書の購入を予定されている方は、８月までに受講を済ませておく必要があります。

当会の会員専用ホームページの「事務連絡」に、**「一般倫理研修に関するＱ＆Ａ」**や**「Ｖ・Ｏ・Ｄ操作で特にご注意いただきたいこと」**を掲載しています。
ご確認のうえ、受講されることをお勧めします。

■日行連一般倫理研修に関するＱ＆Ａ

Ｑ１．受講しないとどうなりますか？

Ａ．日行連「会則」６２条の２第３項に定められた義務ですので、未受講の方への通知や勧告などを無視して受講しないままでいると処分の対象になります。

Ｑ２．先日、栃木会の倫理研修会に参加したのですが、日行連の研修も受講しないとダメですか？

Ａ．根拠の規則も内容も異なりますので、受講をお願いします。

Ｑ３．日行連中央研修所の研修サイトを利用したことが無いのですが？

Ａ．日行連のトップページから、「中央研修所サイト研修サイト」のバナーをクリックしますとログインページが表示されます。そこに**＜＜中央研修所研修サイト利用案内＞＞＜＜一般倫理研修マニュアル＞＞**が掲載されていますので、手順に沿って受講をお願いします。

Ｑ４．研修の“受講”と“修了”は何が違うのですか？

Ａ．前出①のＶ・Ｏ・Ｄ方式で受講された場合、全て視聴された後で簡単なテスト（すべての視聴を確認するためのキーワード入力）があり、テストに合格した方は修了証発行ボタンを押すことで修了となります。テストに合格できなかった場合でも、何度でも視聴が可能ですので修了できるまで受講してください。前出②の集合形式で受講された場合、テストはありませんが、全科目を離席せずに受講した方にのみ修了証を発行します。

Ｑ５．Ｖ・Ｏ・Ｄで分散受講期間が２回設定されていますが、どちらも受講しなければならないのですか？

Ａ.分散受講期間のいずれか、もしくは分散受講期間終了後に１回受講するだけで構いません。

Ｑ６．中央研修所のＶ・Ｏ・Ｄは３時間全部を一度に視聴しなくてはならないのですか？

Ａ．何回かに分けて視聴されても問題ありません。分散受講期間においては栃木会会員の受講期間内でお願いします。

Ｑ７．Ｖ・Ｏ・Ｄで受講、修了した場合、どこかに報告をする必要はありますか？

Ａ．中央研修所の受講状況は日行連で把握していますので、日行連にも栃木会にも報告の必要はありません。

Ｑ８．受講状況を日行連や栃木会で把握しているのであれば（８月３１日以降）職務上請求書を購入する際、修了証は無くてもデータで確認してもらえるのですか？

Ａ．修了データを栃木会で確認できるまでタイムラグがあること、日行連「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」第２２条に職務上請求書購入申込みの際に“倫理研修を修了したことを証する書類を添えて”と規定されていることから、修了証を印刷（コピー）して添付する必要があります。

■Ｖ･Ｏ･Ｄの操作で特にご注意いただきたいこと

① 視聴完了後に表示されるメッセージは、必ず「ＯＫ」をクリックしてください。
押さないと視聴履歴が記録されず、最後まで視聴したとしても視聴率が１００％となりません。

② テスト合格後に表示される「修了証発行」ボタンは必ずクリックしてください。押さないと修了日が確定しません。

③ 途中まで視聴し、あとで続きを視聴する場合には、「視聴中断」をクリックしてください。
「■（停止）」や「||（一時中断）」を押した場合は、あとから続きを視聴することはできません。

令和５年度栃木県行政書士会定期総会開催

５月２６日（金）１３時より、ホテルニューイタヤ本館３階「天平の間」において、会員５９３名の出席（本人出席１０１名、委任状４９２名）のもと、令和５年度栃木県行政書士会定期総会が開催された。

開会に続きご逝去に対しての黙祷後、安野光宣栃木県行政書士会長挨拶、福田富一栃木県知事挨拶の後、栃木県行政書士会長表彰授与、感謝状授与が行われ、来賓祝辞、祝電披露が行われた。

その後、議長として、栃木支部副支部長綾部一成会員、小山支部本橋俊一会員が指名され、議案審議に入った。

議案第１号　令和４年度事業報告並びに同決算について

（１）令和４年度事業報告について

（２）令和４年度決算報告について

議案第２号　令和５年度事業計画及び同予算について

（１）令和５年度事業計画について

（２）令和５年度予算について

議案第３号　役員の選任について

議案第４号　綱紀委員の選任について

議案第５号　日本行政書士会連合会定時総会に関する事項について

（１）日本行政書士会連合会定時総会に向けての要望について

（２）代議員の選任について

上記各議案については、いずれも原案通り可決承認された。

なお、議案第３号にて承認された理事は、会長の互選、ブロック毎の副会長の互選を行い、互選結果を議場に諮り、可決承認された。

会　長　宇都宮支部　安野光宣会員（再任）
副会長　宇都宮支部　手塚理恵会員（再任）
副会長　足　利支部　吉沢文雄会員（新任）
副会長　栃　木支部　毛塚勝行会員（再任）
副会長　小　山支部　大橋勝典会員（新任）
副会長　那　須支部　豊田近弘会員（再任）

また、会長挨拶の後、会則第３３条の２第２項の規定により宇都宮支部福田富一会員を名誉会長に委嘱したいとの動議が出され、賛成多数により可決承認された。

（広報部　小太刀庸恭）

関比佐江会員　黄綬褒章　受章

令和５年春の褒章において、小山支部の関比佐江会員が黄綬褒章を受章され、５月１５日、皇居宮殿「豊明殿」において拝謁されました。
黄綬褒章は、業務に精励し他の模範となるような技術や事績を有する方に授与されるものです。
このたびの受章は会にとりましても誠に喜ばしいことであり、心よりお祝い申し上げます。

［関比佐江氏　経歴］

昭和５３年１２月
　栃木県行政書士会　入会
平成１７年５月～平成２３年５月
　栃木県行政書士会　理事
平成２７年５月～平成２９年５月
　栃木県行政書士会　理事
平成２９年５月～令和　５年５月
　栃木県行政書士会　副会長
令和　５年５月～現在
　栃木県行政書士会　理事

支部だより

【塩　那】

塩那支部定時総会開催

４月２２日（土）午前１０時より午前１１時３０分まで、高根沢町「道の駅たかねざわ　元気あっぷむら」中研修室において、令和５年度塩那支部定時総会が開催されました。県行政書士会からは豊田副会長をお招きして、支部長をはじめ、役員１５名が出席しました。

議長は、支部長により進められ、令和４年度の事業報告や収支決算書について了承されました。

事業報告では、コロナ禍ではありましたが、さくら市と塩谷町の２カ所で行政とタイアップした無料相談会の実施により多くの住民の方々に行政書士会の社会貢献をアピールできたこと、支部研修旅行ついての取り組み、支部研修会での成果などについて報告されました。続いて、令和５年度事業計画案、収支予算案についても原案通り決定されました。今年度は、役員改選期で、４名の理事の交代がありました。全ての議事が終了後に、新役員の方々から多くの会員参加が望めるような行事内容などの意見が出され、新体制での新たな視点での取り組みが期待できるような総会となりました。

（塩那支部　石下辰博）

【栃　木】

栃木支部定期総会開催

令和５年度栃木支部定期総会が、４月２８日（金）午後４時より、ホテルサンルート栃木において開催されました。

支部会員総数　　８７名
出席会員数　　６６名
（本人出席数２２名、委任状出席数４４名）

上記のとおり会員の出席があり、支部規則第１３条により本総会は有効に成立することが確認され、定刻、山ノ井会員司会のもと、綾部副支部長の開会のことばにより総会が開催されました。

司会者一任により議長は鈴木直哉会員が選任され、次第に従い行った後、議案審議に入りました。

第１号議案　令和４年度事業報告
第２号議案　令和４年度決算報告及び監査報告
第３号議案　令和５年度事業計画（案）
第４号議案　令和５年度予算（案）
第５号議案　役員改選について

上記のすべての議案につき原案通り承認されたことを報告申し上げます。

総会後に続いて懇親会が行われました。２１名の参加がありました。金子会員の名司会もあり、大変楽しい懇親会となりました。

（支局長　田中順子）

【宇都宮】

フェスタmy宇都宮２０２３

４月３０日（日）宇都宮城址公園にて開催された「フェスタｍｙ宇都宮２０２３」に宇都宮支部として無料相談ブースを設け、参加させていただきました。

大型連休の前半に開催されたこのイベントには、強い雨の降る天気にも関わらず多くの方が足を運んでおり開放的なイベントを楽しまれていました。また、栃木行政書士会宇都宮支部の各種グッズやパンフレットを多くの方に手にしていただき、満足のいく広報活動が出来たと感じました。

宇都宮支部では今年度もこのようなイベントにおける広報活動、無料相談会を設けていきますので、市民の皆様のお越しをお待ちしております。

（支局長　小池　学）

【小　山】

春の交通安全市民総ぐるみ運動

５月１１日（木）午前７時３０分より、小山市羽川交差点にて首記街頭啓蒙活動が実施されました。本活動は、小山市が主催し小山警察署や小山地区交通安全協会その他の団体が協賛しているもので、市内１２箇所において同時に開催されています。今回小山支部からは１０名の会員が参加しました。コロナ感染対策として、プラカードの掲示のみでの活動となっておりますが、当会からも継続的に参加協力しております。交通事故のない世の中実現に向けて引き続き協力して参ります。

（支局長　田邉幸樹）

【足　利】

足利支部定期総会開催

５月１１日（木）午後２時より、足利フラワーパークプラザ１０２号室において、令和５年度足利支部定期総会が開催されました。

足利支部の全会員数７７名、実際に出席をした会員は１４名、委任状出席の会員が３５名で合計４９名ということになり、無事に開催することができました。

吉沢副支部長の開会の言葉に始まり、相山支部長の挨拶の後、長竹副会長よりご祝辞を賜り、新入会員の紹介がありました。議案審議では、令和４年度事業報告及び収支決算の報告、令和５年度事業計画及び予算案、役員の改選について審議され、承認されました。

新入会員の方も２名出席していただきましたので、閉会後、足利支部の役員の方々と名刺交換など交流を深めていただけたようでした。
今後の新役員及び新入会員の方々のご活躍に期待致します。

（支局長　本間美帆）

＜令和５年度・令和６年度　支部長一覧＞

宇都宮支部	伊澤　恵子	会員
足　利支部	相山　有美	会員
佐　野支部	河田　　力	会員
栃　木支部	石塚　悦夫	会員
小　山支部	山根　輝雄	会員
芳　賀支部	柳　　知明	会員
塩　那支部	岡村　浩雅	会員
那　須支部	室賀　芳明	会員
日　光支部	富久田民一	会員
鹿　沼支部	小太刀庸恭	会員

【那　須】

那須支部定期総会開催

５月１１日（木）午後４時半より、令和５年度那須支部定期総会が本人出席１７名、委任状出席４２名、合計５９名（全支部会員７８名）を得て開催されました。

加藤宏一会員を議長に選任後、「令和４年度事業報告・収支決算」「令和５年度事業計画・収支予算（案）」「令和５年度役員改選」について審議され、いずれも賛成多数で承認されました。

新型コロナウィルスが、５類感染症移行により、令和５年度事業は、この間得られたノウハウを基に新型コロナウィルス以前の活動を推進することにつき、合意が得られました。新たに役員会の回数を増やすことで、役員会の活性化、事業の活性化を図ることについても合意が得られました。
本年度は、農業委員の改選についても協議が及び活発な意見が交わされました。

那須支部は、会員数が横ばいという状態です。事業の活性化は、新役員に課せられた大きな課題です。今後の取組におおいに期待するものです。

（支局長　室賀芳明）

【佐　野】

佐野支部定期総会開催

５月１２日（金）１１時より昼食会も交え、コロナ禍の一部収束を鑑み、佐野支部定期総会を３年振りとなる対面での開催をいたしました。支部総数６４名の内、総会の本人出席２０名、委任状３６名の計５６名になりました。

議案の内容は令和４年度事業経過報告、同決算報告、令和５年度事業計画、同予算、役員改選についてになります。慎重に審議を行いました結果、報告及び案は全て可決承認がなされました。

今年度は、来賓の佐野市長である金子裕氏、現職大臣の茂木敏充氏の秘書中島氏にお越しいただき、濃密な懇談もさせていただくことができました。

特に、佐野市では７月より健康とシニアに関する２つの条例の施行について、行政書士に対して国と市と共に取り組んでいただきたいと佐野市長からお言葉をいただきました。出席者全員の士気を高められたと感じます。

行政書士側も、佐野市に対して民生委員と連携することに協力していただきたい等、他の要望も出させていただいたりと、対面ならではの活発な意見交換をさせていただくことができました。これらを実現していくことが、地域社会ひいては国家の利益につながっていく予感がしております。

最後に、今年度も佐野支部では無料相談会の開催など様々な事業に計画する予定でおります。佐野支部役員以外の会員のみなさまにもぜひ積極的にご参加いただき、佐野支部を盛り立てていただけますと幸いです。

（佐野支部　坂上隆之）

【宇都宮】

宇都宮支部定期総会開催

５月１３日（土）午後４時よりホテルニューイタヤにて、令和５年度宇都宮支部定期総会が開催され、今年度は多くの支部会員が参加されました。

議案審議に先立ち、支部長あいさつ、来賓の福田富一知事より御祝辞をいただき、新入会員の紹介が行われました。

続いて、議事に入り令和４年度事業報告・決算、令和５年度事業計画・予算及び役員改選について審議承認されました。

総会後には懇親会が開催され、栃木県行政書士会安野会長より御祝辞をいただき、会員同士が情報交換を行うなど大変有意義な時間となりました。

（支局長　小池　学）

第2回　会報誌デジタル化アンケート 結果発表!!

４～５月の２ヶ月にわたって実施しましたアンケートにつきまして、皆様ご協力ありがとうございました。アンケートへの回答は、１６％ほどでありましたが、皆様の貴重なご意見をいただけました。

概括すると、回答したほとんどの会員がデジタル化に賛成でした。仕事もプライベートも、今やデジタル機器なしに成り立たないでしょう。メールや、ホームページで情報を受け取ることが日常化しています。アンケートでも、７割以上の会員が、「行政書士とちぎ」をデジタルだけで受け取ることに賛成という結果でした。また、会員向けだけではなく、市民向けの広報に力を入れるべき、と言う意見にも、方法に検討の余地はありますが、広報を行うことについては反対はありませんでした。方法については、広報誌を発行することに、８割が賛成でした。そのほかの意見として、ツイッターやＳＮＳに力を入れた方が良い、市役所で戸籍や住民票などを取得するときに使用する、封筒に広告を出すなど、なるほどと思うものでした。この結果を、次期広報部に引き継ぎ、デジタル化を目指す際の参考にして欲しいものです。

問１．今後、研修会の開催、会員の入会退会、県や市町村、各種団体からのお知らせを、Ｅメールで受け取っても差し支えありませんか？

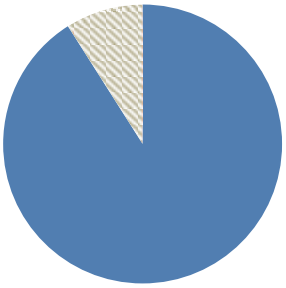

差し支えない	91.4%
差し支える（支障がある）	8.6%

問２．「行政書士とちぎ」の記事を受け取る方法はどのようにしたらいいと思いますか？

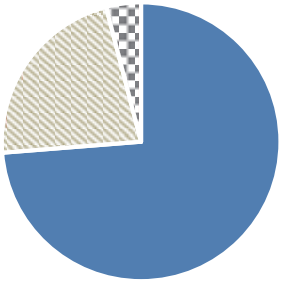

今後はホームページなど、デジタルでの発行で十分	73.4%
今後も紙での発行を希望する	22.3%
わからない	4.3%

問３．「行政書士とちぎ」の内容についてお聞きします。現在の記事内容に満足していますか？

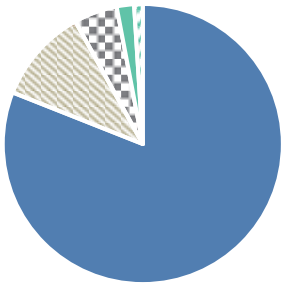

満足している	81.5%
満足しているとはいえない	9.6%
わからない	5.2%
読んでいない	2.2%
不満である	1.5%

問４．現在、会員向けに行政書士とちぎを発行していますが、会員ではなく、市民向けに広報誌を発行することを検討しています。このような広報誌を発行することに賛成ですか？

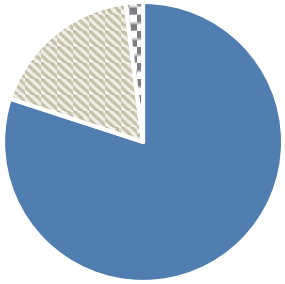

賛成	79.6%
どちらでもよい	17.5%
反対	2.9%

アンケート期間：令和５年３月１６日～４月３０日

対象者：栃木県行政書士会会員９０１名　回答数：１４１（回答率１６％）

２１．遺言・相続について

１．遺言について

遺言により、本人の財産をどのように相続させるかを決めておくことができます。「遺言」がない場合は、まずは民法が定める法定相続分が適用されますが、「遺言」があれば、本人の意思や家庭の事情を踏まえて予めどのように相続させるかを決めてくおくことができるのです。相続財産を巡る争いを防ぐためにも、遺言を遺しておくことが大切であるといえます。

ここでは、一般的に利用度が高い普通方式の

１）公正証書による遺言（以下、「公正証書遺言」といいます。）

２）自筆証書による遺言（以下、「自筆証書遺言」といいます。）

を確認していきます。

１）公正証書遺言

公正証書遺言とは、本人がどのような遺言を遺したいかを、公証役場に行き、公証人に直接話しをすれば、公証人がその内容を書面にしてくれます。また、事前に行政書士等の代理人に相談を行い、その代理人と公証人とで書面を作り上げておくことも可能です。その際、本人は公正証書遺言を公証役場で作成する当日のみ公証役場に行けばいいことになります。

公証人または代理人に、相談するときは次の（１）から（４）までを準備しておくとスムーズです。

（１）本人の実印及び印鑑証明書

（２）財産を受け取る方が相続人のときは相続関係が分かる戸籍謄本、受け取る方が相続人でないときは、その方の住民票

（３）財産に不動産が含まれているときは不動産の登記事項証明書や土地・建物評価証明書

（４）証人となる２人の住所・職業・氏名及び生年月日が分かるもの

証人についてですが、公正証書遺言を作成するためには２人以上の証人に必ず立ち会ってもらわなければなりません。未成年者や遺言内容の利害関係人は証人になることができませんのでご注意ください。信頼している知人・友人や行政書士・司法書士・税理士・弁護士などが適任とされています。

遺言執行者という制度もあります。本人の気持ちが反映された遺言を、遺言の通り実行する方をいいます。遺言執行者は、遺言で指定された者または家庭裁判所により選任された者がなります。一般的には、前者がなることが多いです。遺言執行者は、預貯金の名義変更や払い戻し、一定の遺言内容のもと不動産の名義変更（登記申請）を行うことができますので、相続手

続きが迅速かつ正確に実行されることになります。

公正証書遺言を作成する際には、公証人に手数料を支払う必要があります。手数料は財産により異なりますので、直接公証役場にお尋ねください。

2）自筆証書遺言

自筆証書遺言とは、本人が作成する遺言書です。近年の改正により財産の内容を示す「財産目録」については、パソコンでの作成が認められることになりましたが、それ以外の部分はすべて自分で書かなければなりません。

自筆証書遺言が有効になるためには厳格な要件があり、他人の代筆や財産目録以外をパソコンで作成していると無効となります。日付や不動産の所在地など、記載すべき事項が抜けていると、それだけで遺言書そのものが無効となってしまいます。以下が、要件となります。

（1）遺言者本人が、全文を自分自身で書く。（財産目録は除く。）
（2）日付を記載する。
（3）署名をする。
（4）捺印する。

遺言書が完成したら、次はその保管場所を検討しなければなりません。自筆証書遺言の保管場所ですが、法務局に保管する場合とそれ以外に保管する場合の２つに分けられます。前者の場合は「検認」という手続きが不要となりますが、後者では、「検認」という手続きが必要となります。

検認とは、本人の死亡後、自筆証書遺言の保管者（法務局を除く）や発見者は、本人の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人の戸籍謄本を準備し家庭裁判所に申し出を行う手続きです。この手続きは遺言書が偽造されたり、変造されたりするのを防ぐための家庭裁判所における検証手続きとなります。遺言書の有効・無効を判定する手続きではないことにご注意ください。

2．相続について

2－1．法定相続人と法定相続分について

相続とは、ある方（以後、「被相続人」と表現します。）が亡くなった時に、被相続人の財産が相続人に移転することをいいます。財産には、負の財産も含みます。

遺言を遺していない場合は、まずは民法が定めた相続人に民法が定めた相続分が移転することになります。前者を法定相続人、後者を法定相続分といいます。

法定相続人と法定相続分は次のとおりとなります。

法定相続人の状況		法定相続分			
		配偶者	子	直系尊属	兄弟姉妹
子がいる場合	配偶者がいる場合	1/2	1/2		
	配偶者がいない場合		1		
子がいない場合	配偶者がいる場合	2/3		1/3	
	配偶者がいない場合			1	
子、直系尊属（父母、祖父母等）がいない場合	配偶者がいる場合	3/4			1/4
	配偶者がいない場合				1
配偶者のみ		1			

２－２．代襲相続

代襲相続とは、本来相続人となる「子」または「兄弟姉妹」が被相続人より前に死亡している等の理由で相続権を失っている場合、その人の「子」や「孫」（兄弟姉妹の場合は「子」に限ります）が代わりに相続人となることをいいます。

２－３．遺産分割協議

上記の法定相続分は、法定相続人の全員の同意により変更することが可能です。この手続きを一般的に遺産分割協議といいます。法定相続分から任意の相続分に変更したことについて、法定相続人の全員の同意があったことを証する書面を遺産分割協議書といいます。この書面は、金融機関の手続きや不動産の名義変更（登記申請）に必要となります。

２－４．相続欠格と廃除

法定相続人から一定の事由により、相続権を剥奪する制度です。

相続欠格とは、故意に（わざと）被相続人又は先順位若しくは同順位の法定相続人を死亡させたとき、死亡させようとし、その結果、刑に処せられた者から相続権を剥奪します。

相続廃除とは、被相続人の気持ちを優先し、家庭裁判所の審判、調停により遺留分がある推定相続人（本人が亡くなったら、法定相続人になり得る者）から相続権を剥奪します。また、遺言でも廃除をすることが可能です。相続廃除の要件は、推定相続人が被相続人に対して虐待・重大な悔辱などの著しい非行があった場合です。

２－５．遺留分とは

遺留分とは、被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人に最低限保障される相続財産です。例えば、遺言内容が第三者に全て相続させる内容だった場合を考えてみます。遺された配偶者や子は、今後も生活していかなくてはなりませんが、第三者に被相続人の全財産を相続されてしまっては配偶者や子の今後の生活が立ちゆかなくなる恐れがあります。

このようなケースを備えて、民法は遺留分という被相続人の兄弟姉妹以外の法定相続人が最低限受け取ることができる相続財産の制度を作りました。遺留分の額ですが、おおまかに

いえば各相続人の法定相続分の２分の１です。なお、直系尊属のみが相続人である場合には、３分の１となります。

遺留分は、黙っていても手に入るものではありません。遺留分を侵害された法定相続人は、「遺留分侵害額請求権」という権利を行使することが必要です。

２－６．相続放棄及び相続の限定承認

相続は、被相続人が死亡した時点で開始されてしまいます。負の財産が多額にあった場合も否応なしに、法定相続人に承継します。このようなケースに対応するために、相続放棄及び相続の限定承認という制度があります。相続放棄とは、相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない制度です。そして、相続の限定承認とは被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐことができる制度です。

相続放棄及び相続の限定承認は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから３か月以内に家庭裁判所に申述しなければなりませんので、注意してください。なお、相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったときから３か月以内に相続財産の状況を調査しても、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことが可能となっています。

日本行政書士会連合会　公式キャラクター ユキマサくん

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第９回　ウィンドウズ標準「マイクロソフトディフェンダー」

４月２５日のデジタル入門研修会は、情報セキュリティについて行いました。

参加者に聞いたところ、全員がパソコンにセキュリティソフトを導入していました。さらに、定期的にセキュリティソフトを更新しているかについては、必ずしもそうではない会員が多いことが気になりました。

今回は、使用されてはいるが、理解が進まないセキュリティソフトについて、研修会の内容を含め紹介したいと思います。

研修会で伝えたかった事

・脅威には、パソコンなどがウィルスに感染するより、ユーザを騙す詐欺、不正のほうがはるかに多いこと
・セキュリティソフト（アンチウィルスソフト）を入れただけでは、脅威に対する対策には不十分であること
・セキュリティ対策には、セキュリティに関する知識を身に着け、セキュリティ意識を向上させること

の３点が、研修会で伝えたかったことになります。セキュリティ意識の向上こそが最も重要なセキュリティ対策であるということです。

“ウィルスに感染した”という感染を装う警告は、巧妙です。容易に閉じない画面、ひっきりなしの警告音、時限表示するサポートアラーム、利用者のパニックを引き起こすには十分です。これらは全て偽装で、実際にパソコンなどがウィルスに感染していることは稀です。

対処方法は、“アプリを終了する”です。落ち着いてできるように、操作方法を理解しておく必要があります。

偽装したメールで個人情報を狙うフィッシングメールも、巧妙です。

私たちのメールアドレスは、いろいろな方法で攻撃者の手に渡ります。残念ながら止むことはありません。

対策は、メールソフトの「迷惑メールフィルター」を有効にすること、受け取ったメールに違和感を感じたら、別の方法で確認することをお勧めします。

また、銀行やカード会社、アマゾン等は、個人情報を確認することがないことも覚えておいてよいかと思います。アマゾンからの正式なメールは、アマゾンサイトから発信を確認できます。

マイクロソフトディフェンダー

パソコンを、量販店などで買うとウィルス対策ソフトを進められるままに購入された方もいると思います。研修会に出席された受講者の一定数がそうでした。

個人的には、市販のウィルス対策ソフトより、ウィンドウズ標準のセキュリティソフト「マイクロソフトディフェンダー」を利用することをお勧めします。その理由は、

１．無料で利用できる。更新費用も不要
２．セキュリティレベルが高い
３．パソコンに無用な負荷をかけない
４．インストールが不要で更新も自動でできる
５．各種の機能がある

マイクロソフト社は、セキュリティ分野に積極的に取り組んでいます。マイクロソフトディフェンダーはその一環として、ウィンドウズユーザーのセキュリティ対策を強化するために提供されています。

マイクロソフトディフェンダーの設定方法は、会員専用サイトに動画を掲載しています。是非ご覧ください。

マイクロソフトディフェンダーの設定方法については、設定動画を会員サイトからアクセスできるようにしてあります。そちらを参考にしてください。

デジタルシフト推進委員会では、令和５年度も会員のデジタルスキルアップを図るための研修会を予定しています。

また会員専用サイトには、紹介したアプリやツールの紹介動画も掲載しています。こちらもぜひご利用ください。

（デジタルシフト推進委員会　室賀芳明）

栃木県行政書士会カレンダー（７月）

日		予　　定	時　　間	主　催
5	水	市民相談会(於:足利市役所１階市民相談室)	13:00～16:00	足利支部
10	月	広報部会	13:00～	広報部
		行政書士無料相談 （於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
11	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
12	水	ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 (於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋)	13:00～16:00	足利支部
19	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
20	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
21	金	行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室）	14:00～16:00	栃木支部
23	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
26	水	行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
27	木	日行連・一般倫理研修会（於：栃木県教育会館　小ホール）	13:30～16:30	総務部
		行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
119	R5. 5. 12	令和５年春の黄綬褒章受章者のお知らせ
130	R5. 5. 12	令和５年春の叙勲受章者のお知らせ
173	R5. 5. 12	相談対応マニュアルの一部差し替えについて
200	R5. 5. 12	被害回復給付金支給手続きへの協力について
219	R5. 5. 19	エコアクション２１審査員試験の募集開始について
237	R5. 5. 19	施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について
238	R5. 5. 19	「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部改正について
266	R5. 5. 31	定款認証に係る実質的支配者申告書の様式変更について（周知）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（５月）	０名
更新申出（５月）	２名
有効期限切れによる減少（５月）	１名
申請取次行政書士（５月末現在）	１５８名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ－【会員専用】ページ－各種申請様式－申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：６月３０日（金）　受付日：７月１２日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されました。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

更新を希望される方の直近の行政書士申請取次実務研修会は８月（ＶＯＤ方式）です。
詳細は、日行連ＨＰの「お知らせ」欄をご覧ください。
申込受付期間：令和５年６月２８日（水）９時～令和５年７月４日（火）１７時（厳守）
（上記受付期間内であっても、定員に達した場合は受付が締め切られます。）

宇都宮市　道路工事施行承認に係る要綱の制定及び改正について
～宇都宮市建設部より～

標記の件について、宇都宮市建設部道路管理課より周知依頼がありました。
適用開始年月日（施行日）は令和６年１月１日です。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

道路工事施行承認に係る要綱の制定及び改正について. pdf
宇都宮市道路工事施行承認審査基準. pdf
道路法第２４条に規定する施行承認に係る要綱. pdf
宇都宮市法定外公共物管理条例第４条に規定する施行許可に係る要綱. pdf

「宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正について
～宇都宮市都市整備部より～

標記の件について、宇都宮市都市整備部ＮＣＣ推進課より情報提供がありました。
この改正により、建築物に附置する駐車場台数の基準等が緩和されています。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

「宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正について. pdf
駐車場の附置義務を一部緩和しました（パンフレット）
参考事例 pdf

令和５年７月の農地法等に基づく許可申請等の受付締切日が変更になります
～鹿沼市農業委員会より～

標記の件について、鹿沼市より周知依頼がありました。
鹿沼市農業委員会では、農地法等に基づく許可申請等の受付締切日を毎月１０日（１０日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）としていますが、７月は委員改選の関係で、受付締切日が７月３日（月）に変更となります。締切日が早まりますのでご注意いただくとともに、ご協力をお願いします。

鹿沼市農業委員会事務局　☎０２８９（６３）２１８４

＜届出済証明書の更新を希望される方へ＞ 行政書士申請取次実務研修会（８月 VOD 方式）のご案内
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細は、日行連ＨＰの「お知らせ」欄をご覧ください。

申込受付期間：令和５年６月２８日（水）９時～令和５年７月４日（火）１７時（厳守）
※上記受付期間内であっても、定員に達した場合は受付が締め切りとなります。

東京出入国在留管理局（品川庁舎）における 申請予約システムの積極的な活用の推奨
～関地協国際業務連絡会より～

標記の件について、関地協国際業務連絡会より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

東京出入国在留管理局（品川庁舎）における 申請予約システムの積極的な活用の推奨. pdf

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 270 号】宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について.pdf
事務連絡　宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について.pdf
宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について.pdf

定款認証に係る実質的支配者申告書の様式変更について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 266 号】定款認証に係る実質的支配者申告書の様式変更について.pdf
【日公連第 10 号】定款認証に係る実質的支配者申告書の様式の変更について.pdf

検査標章貼り合わせ手順について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 272 号】検査標章貼り合わせ手順について.pdf
新しい自動車検査標章の貼り方.pdf

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令等について

～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【改正概要】施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令.pdf
『施工技術検定規則および建設業法施行規則の一部を改正する省令等について』一式
（圧縮ファイル）

「資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の運用について」の一部訂正について

～日行連より～

行政書士とちぎ５月号に掲載した「資源有効利用促進法省令及びストックヤード運営事業者登録制度の運用について」について、日行連より一部訂正の周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料（圧縮ファイル）をご確認ください。

『「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令等の補足説明及び運用について」の一部訂正について』一式
『「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」の一部訂正について』一式

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について　～日行連より

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 271 号】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応関連通知の廃止について.pdf
民間発注者団体宛　事務連絡.pdf
別紙１　一式.pdf
別紙２　建設業者団体宛.pdf

新規動画公開のお知らせ

～デジタルシフト推進委員会より～

委員会では会員に向け､作業に役立つ動画を公開しており､５月にも新しい動画をアップしました。随時、更新する予定ですので、ご活用願います。
当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されているリンクからご覧ください。

「デジタル入門動画」　１８本（うち新規動画４本）
１．オンラインツール”I love PDF”で、PDF ファイルにテキスト入力する
２．オンラインツール”I love PDF”で、PDF ファイルを”Word”ファイルにする
３．Word で、PDF ファイルを読み込み、編集する
４．Acrobat Pro DC を使って、PDF ファイルにテキスト入力する
５．Acrobat Pro DC を使って、PDF ファイルを Word ファイルにする
６．PDF ファイルを別プログラムで開く
７．Acrobat reader をインストールする
８．オンラインツール”DeepL 翻訳ツール”を使って、PDF ファイルを翻訳する
９．PC 版″グーグルレンズ”を使って、撮影した文書を翻訳する
10．スマートフォンアプリ”MS Office”を使って、文書をスキャンし保存する
11．TFabtile でオンライン研修を受講する
12．スマートフォンアプリ″MS Office″で音声入力
13．VoiceTra（ボイストラ）で世界中の人と話しましょう
14．オンラインツール Notta（ノッタ）で文字起こし
new 15．情報セキュリティ入門
new 16．マイクロソフトディフェンダーの設定方法
new 17．マイクロソフトエッジのセキュリティ機能設定方法
new 18．グーグルクロームのセキュリティ機能設定方法
「デジタル入門研修会」　２本

栃木県収入証紙の販売について

会では栃木県収入証紙を販売しています。会員が購入する場合、額面１万円につき１枚アドちゃんまたはユキマサくんイラスト入りのクリアファイルを進呈しておりますので、ぜひご利用下さい。

※一度のご購入が、概ね「１０万円以上」または「一金種が１０枚以上」の場合は、前日のお昼までに、お電話かＦＡＸにてご予約下さい。
（事務局ＴＥＬ：０２８－６３５－１４１１　ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

氏　　名　佐山健太郎
事務所名称　行政書士佐山隆事務所
所　在　地　栃木市旭町１９番１６号
入　会　日　令和４年２月１日

Q　佐山会員は司法書士として活躍されていらっしゃいますが、行政書士に登録しようと思ったきっかけを教えてください

はい。私は、平成２６年に司法書士試験に合格して今まで司法書士業務のみを専業で行ってきました。実は、同じ年に行政書士試験も合格し、ライセンスだけ取得しておりましたが、忙しさにまみれタイミングを逃し、ここまで登録を温めてしまいました。
やはり司法書士の仕事をしていると、行政書士の方々とも深く関わる場面も多く、知識の幅や人脈もさらに増やしたいと思い、遅らばせながら登録させていただきました。

Q　どのような業務をされていますか？

司法書士業務と行政書士業務の中でも、一番は、「相続」を主軸に業務を展開しております。相続開始後の遺産承継業務の他、生前対策にも力を入れており、遺言、任意後見、信託、生前贈与など、ご相談者様のお悩みをお聴きして最適な方法を様々な角度からご提案させていただくようなことをしております。また、会社関係では、司法書士業務の商業登記を中心に、企業法務にも力を入れております。

Q　業務をするうえで大切にしていることなどはありますか？

相談者の人が、何に本当に困っているのか、傾聴することです。私の一番の仕事は、ヒアリングとコミュニケーションだと考えております。親身になってお話に耳を傾け、最適な解決策をご提案して、来た人全員に安心して笑顔で帰っていただくことを目標としております。そのために、不安にさせるような言葉を避け、できるだけ安心できる空間作りを心掛けています。また、基本理念として、「人との縁」を大切にしたいという想いがあります。そのため、縁があって自分に関わった人は、全員幸せになってもらいたいという理想があります。ご相談者様はもちろん、チームの仲間、事務所のスタッフ、その家族や友達も含め、全員です。しかし、仕事をしていると、いろんな人と関わり、中には考え方が違う方がいるのも事実です。人との付き合い方や、依頼の受任などの判断に迷うときは、「その人に愛があるか」をよく見極めて検討するように心掛けております。なので、自分の損得だけで愛のない人とは、なるべく関わらないように気を付けています。

Q　人生の目標、これからの抱負などお聞かせください。

基本的に、これからも司法書士業務をメインでやっていく予定ですが、他士業のいろんな人に出逢うことで、どんどん新しい仲間を増やしていければと思ってます。行政書士業務の知識の幅も増やし、メインの司法書士業務の付加価値を広げていければと考えております。直近では、今の事務所を司法書士法人化し、継続的でより安心できる事務所を造ることを計画しています。

お話をうかがうと「安心」「縁」「幸せ」「愛」などがとても心に残りました。業務を通して、佐山会員がお客様に提供しているのはこれなんですね！！
実は、趣味や休日の過ごし方、尊敬している方など、とても素敵なお話をうかがいました。紙面の関係上、お届けできないのがとても残念です。

（支局長　田中順子）

支局かわら版

足利公園

足利支部

今回は、足利公園をご紹介致します。

足利市の市街地よりやや西の丘陵地南端に、足利公園という公園があります。明治１６年４月１日に開設された足利市内で１番古い公園です。サクラやツツジの名所としても有名で、それらの開花時期になると、多くの方が花見に訪れています。

公園の駐車場の入口付近には、清和天皇が東国第一祈願所として貞観１１年（８６９年）に創建した八雲神社があります。主祭神は須佐之男命（スサノウノミコト）で、天慶２年（９３９年）には、下野の押領使（兵を率いて反乱などの鎮定にあたった、日本古代の軍事官職）藤原秀郷が、平将門討伐のため、この八雲神社に戦勝祈願し、将門を討ち取りました。また、森高千里さんのヒット曲「渡良瀬橋」の歌詞にも、この八雲神社が出てきます。

公園内の丘陵には１０基の古墳が残されており、足利公園古墳群と呼ばれています。足利市には１３００基以上の古墳があり、栃木県内で最も古墳が作られた地域となっていますが、その代表的な古墳群としても知られています。この古墳群は、今から約１４００年前に作られたもので、公園を開設する際に、刀や馬具・耳飾りなどが出土したため古墳調査を行うこととなり、明治１９年に日本の考古学の創始者の一人である坪井正五郎氏により、近代日本ではじめて古墳の学術調査が行われました。前方後円墳１基、円墳９基があり、そのうちの１号～３号古墳の３基が足利市の史跡に指定されています。

公園の敷地内南側には、幕末から明治にかけて活躍した文人画家の田﨑草雲の作品が所蔵されている草雲美術館もあります。この草雲美術館は、昭和４８年（１９６８年）に、医師の鈴木栄太郎氏が私費を投じて建設されました。田﨑草雲は、パリ万博美術博覧会やシカゴ世界大博覧会などに出品、入賞し、初代帝室技芸員の一人として選ばれ、皇居造営工事の際には杉戸絵（木の板で作られた戸に、花鳥画や風景画を描いたもので、縁回りや廊下などに用いられているもの）を描いています。草雲美術館入口の脇には、草雲が画室や居宅として使っていた白石山房（足利市重要文化財）が、当時の面影を残したまま保存されています。

足利公園は、親子連れやご近所の方の散歩コースとしても親しまれていますが、日光連山、足尾山地から続く栃木県西部の山地の最南端の丘陵地にありますので、公園の北側の整備された道を登った水道山手前の駐車場からは、気軽に足利市内を一望できる眺めの良い場所もあり、ハイキングにもちょうど良いところとなっています。

（支局長　本間美帆）

研修詳細

日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（集合形式での研修）　総務部　主催

「日本行政」や「行政書士とちぎ」で既に周知を図っているとおり日行連「倫理研修規則」の施行に伴い一般倫理研修の受講が義務化となります。（３ページ参照）

既に中央研修所の研修サイトで受講を済まされている方もいらっしゃいますが、現在会員の方は令和６年３月末日までに研修を修了する必要があります。

今回は研修サイトと同じ内容を集合形式により開催します。離席せず３時間の内容をすべて受講されると修了証が後日交付されますので、まだ修了されていない方はお申し込みください。

○開催日時　令和５年７月２７日（木）１３：３０～１６：３０（受付開始１３：００）
○開催場所　栃木県教育会館　５階　小ホール（宇都宮市駒生１丁目１番６号）駐車場あり
○研修内容　日行連一般倫理研修（中央研修所研修サイトの内容と同一）
○対 象 者　行政書士
○定　　員　１２０名（先着順）　※受講者証を送付します。
○受 講 料　無料
○申込方法　ＦＡＸまたはメール。（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）
○締め切り　７月２４日（月）
○当日持参　**行政書士証票・受講者証**

※途中での入退室、中座の方には修了証の発行は行いません。
※既に研修サイトで修了している方のお申し込みはご遠慮ください。
※令和５年度中に、同じ集合研修を実施する予定ですが、現在のところ日にちは未定です。

募　集

研修会申込書

申込欄に○を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込
				会員	補助者	
7/27	日行連倫理研修規則に基づく一般倫理研修会（集合形式での研修）	無　料	7/24			—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（令和５年５月 31 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	小　山 萩原　康之	R5.5.1	329-0413	萩原行政書士事務所 下野市駅東 6-5-1	0285-35-1626	
	那　須 二瓶　健	R5.5.1	325-0107	行政書士那須の森事務所 那須塩原市高林 1655-14	0287-73-5278	
	鹿　沼 青柳　孝	R5.5.1	322-0045	青柳孝行政書士事務所 鹿沼市上殿町 930-10	0289-64-1157	
	宇都宮 戸井田拓郎	R5.5.15	321-0954	わっしょい行政書士戸井田拓郎事務所 宇都宮市元今泉 2-4-12 モナーク宇都宮 301	090-4739-8633	
	足　利 田沼　武雄	R5.5.15	326-0021	田沼武雄行政書士事務所 足利市山川町 44-6	080-3080-4324	
	宇都宮 小野　昌宏	R5.5.15	321-0954	小野行政書士事務所 宇都宮市元今泉 4-5-8	090-4370-8890	

【行政書士法人入会】

支部・名称	設立年月日	事務所	電話	社員
佐　野 行政書士法人合同事務所	R5.4.18	佐野市堀米町 602-23	0283-21-5003	社員　芝口久雄 社員　冨田和真

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
佐　野	芝口　久雄	属性／名称	行政書士法人の社員／行政書士法人合同事務所
佐　野	冨田　和真	属性／名称	行政書士法人の社員／行政書士法人合同事務所
小　山	盛岡　孝之	所在地	小山市駅南町 4-27-6　恵真ビル 201
宇都宮	福田　智一	所在地	宇都宮市西 1-4-27　TAKASHO ビル 3 階 B
鹿　沼	安田　紀子	電話番号	0289-62-6810

編集後記

今年も早いもので２０２３年も６月ですね。余談ですが、私が一年で一番嫌いな月は６月です。なぜなら６月には祝日が一日もありません。昔に比べると祝日がかなり増えた現在でも、未だにありません。特に、５月のGW連休のあと、次の連休の海の日まで、１０週間も祝日が無いのは、あまりにも長すぎるでしょう。６月に祝日を設定してくれる奇特な方が早く現れてほしい、と心から切に願う今日このごろです。

（広報部　小太刀庸恭）

行政書士とちぎ　６月号　№558

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2023.6 令和5年6月15日発行 第558号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省 栃木県

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

行政書士相談センター
電話無料相談 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始・お盆を除く

まるくいく
028-638-0919